

境港市木造住宅耐震診断促進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、境港市耐震改修促進計画（平成20年3月策定）に基づき、木造一戸建て住宅の耐震診断を行う事業（以下「診断事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造一戸建て住宅 柱、梁等の主要構造部のすべてが木材で造られている一戸建て住宅又は併用住宅（店舗等の用に供する部分の面積が延べ面積の2分の1未満の併用住宅に限る。）をいう。
- (2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会が発行した「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく一般診断法による耐震診断をいう。
- (3) 耐震診断技術者 鳥取県木造住宅耐震化業者登録要綱（平成20年6月27日施行）第6条第1項に規定する技術者名簿に登録された建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士をいう。）をいう。
- (4) 設計図書 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第12号に規定する設計図書をいう。

(対象建築物)

第3条 診断事業の対象となる住宅（以下「対象建築物」という。）は、市内に存する木造一戸建て住宅とし、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 昭和25年11月23日から平成12年5月31日までの間に工事に着手されたもの又はこの間に建築確認済証が交付されたものであること。
- (2) 2階建て以下であること。
- (3) 次に掲げる構造方法のいずれかにより建築されたものであること。
 - ア 在来軸組構法
 - イ 枠組壁構法
- (4) 現に居住の用に供し、又は供する予定のものであること。
- (5) 国又は地方公共団体以外の者が所有するものであること。

2 前項各号に掲げる要件に該当しない木造一戸建て住宅であっても、特別な理由がある場合として市長が認めるときは、診断事業の対象とすることができる。

(事業内容)

第4条 市長は、毎年度予算の範囲内において診断棟数を定め、前条に規定

する対象建築物となる住宅の所有者に対して、耐震診断技術者を派遣し、当該住宅の耐震診断を実施するものとする。

2 前項の耐震診断に係る費用は、市の負担とする。

（申請者要件）

第5条 耐震診断を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（1）対象建築物の所有者。ただし、特段の理由により所有者が申し込みできない場合には、市長が適当と認める者とする。

（2）市税を滞納していない者

（3）境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者でないこと。

（申請手続）

第6条 申請者は、次の各号に掲げる書類を添えて木造住宅耐震診断申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（1）対象建築物の設計図書（無い場合は簡単な間取り図）

（2）付近見取り図

（3）所有者を確認することができる書類

（4）建築された時期を確認することができる書類

（5）申請者と居住者が異なる場合は居住者の同意書

（6）役員等名簿（別紙様式）

（7）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、棟毎に申請するものとし、1会計年度につき1回を限度とする。

（耐震診断の実施決定及び通知）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは耐震診断の実施を決定（以下「実施決定」という。）し、木造住宅耐震診断実施決定通知書（様式第2号）により通知する。ただし、適当と認められた申請棟数が募集した棟数を超える場合には、抽選により決定する。

2 前項の規定により審査した結果、不適当と認めたとき、又は前項ただし書により抽選にもれたときは、耐震診断を行わない旨の通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（耐震診断技術者の派遣）

第8条 市長は、前条の規定により実施決定した対象建築物について、耐震診断技術者を派遣し、耐震診断を実施するものとする。

2 市長は、前項の規定により派遣する耐震診断技術者を決定したときは、

実施決定を受けた者（以下「診断事業対象者」という。）に対し、木造住宅耐震診断技術者決定通知書（様式第4号）により、当該耐震診断技術者の住所、氏名等を通知するものとする。

（申請書の変更等）

第9条 申請者は、第6条の規定による申請書の内容を変更又は申請を取りやめる場合は、耐震診断変更・取りやめ届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（実施決定の取り消し）

第10条 市長は、診断事業対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、実施決定を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正行為により実施決定を受けたとき。
- （2）法令又はこの要綱に違反したとき。
- （3）申請を取りやめたとき。
- （4）その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により実施決定を取り消したときは、木造住宅耐震診断実施決定取消通知書（様式第6号）により診断事業対象者に通知するものとする。

（診断結果の通知等）

第11条 耐震診断技術者は、耐震診断が完了したときは、当該耐震診断の結果を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定により報告を受けたときは、木造住宅耐震診断結果通知書（様式第7号。次条において「結果通知書」という。）により、当該耐震診断の結果を診断事業対象者に通知するものとする。

（診断事業対象者に対する指導）

第12条 市長は、対象建築物の地震に対する安全性の向上が図られるよう、診断事業対象者に対し、結果通知書に基づき必要な指導及び助言をすることができる。

（業務の委託）

第13条 診断事業に係る業務の一部は、診断事業を適切に実施することができると思われる団体に委託して行うことができる。

（診断費用の請求）

第14条 市長は、第10条の規定により実施決定を取り消した場合において、当該取消に係る診断を既に実施しているときは、その診断に要した費用を当該診断事業対象者に請求することができる。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行し、平成25年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年7月22日から施行し、平成26年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行し、平成29年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行し、平成30年度から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行し、令和元年度から適用する。